

# 生駒市学校給食センター更新整備計画策定等支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1. 業務概要

(1) 目的 本市が学校給食センターの更新を行うにあたり、施設の概略計画や事業の進め方を検討するとともに、効率的な施設整備と事業運営に向けて、民間の資金や経営ノウハウの活用について調査する等、様々な整備手法を比較検討し、最適な事業手法を選定する為の支援することを目的とする。

(2) 業務名 生駒市学校給食センター更新整備計画策定等支援業務

### (3) 業務内容

#### 1. 前提条件の整理

本業務の遂行に必要な資料を収集し、計画地における敷地条件、地質条件、都市計画法、建築基準法等による制限の有無、インフラ整備状況、各種指導要綱上の条件等について整理する。

- ・(仮称)生駒北学校給食センター 7,500食
- ・(仮称)生駒南学校給食センター 3,700食

#### 2. 基本仕様及び基本性能の検討、整理

##### 給食センターの必要機能の検討、整理

本市でまとめている生駒市学校給食センター更新基本計画等を踏まえ、本給食センターに求められる機能を検討、整理する。また、機能を盛り込んだセンターを稼働させるために必要な維持管理・運營業務についても検討・設定を行う。

##### 給食配膳室の改修要件に係る検討、整理

本市が提供する給食配膳室の現況に係る資料を整理し、事業者選定関係資料の一部にもなる給食配膳室増築等工事の基本仕様・性能を作成する。

##### 基本仕様・性能の作成

上記を整理し、基本条件としてまとめ、概算工事費及び維持管理費等を算定するための根拠とする。

#### 3. 事業費の概算

施設及び管理業務に係る基本仕様・性能に基づき、事業費の概算を行う。

算定の際の事業手法は分離・分割発注方式(従来手法)によるものとし、実質的な予定価格または民活手法を検討する際の根拠とする。

#### 4. 最適事業方式選定

事業化手法の比較検討

従来型（直営）事業方式、設計・施工一括発注方式（DB方式）設計・施工・維持管理運営一括発注方式（DBO方式）及びその一括発注方式に民間資金を活用して事業を実施する方式（PFI手法）等により実施する場合の事業範囲、事業期間、官民の役割分担及びリスク管理等について検討、比較を行い、本事業に適した事業化手法の検討を行う。

#### 事業スキームの詳細検討

の比較検討を踏まえ、想定される事業方式について、サービス対価の支払方法等の留意事項を整理した上で、事業スキームの詳細検討を行う。

#### 支払いに対するサービスの価値（VFM）の検討

従来型事業方式と適用可能性が高いと評価できる民活手法について、公的財政負担の見込額を算出・比較し、評価する。公共がサービスを直接提供するよりも、民間に委ねた方が効率的と思われると、VFMがあるということになる。（一般的に10%台が多いが、特に何%以上出ればよいという決まりはない。）

#### 総合評価

定量的（数字に直して分析するさまを意味する）な効果（VFM等）と定性的（物事の様子または変化などを、数字では表せない性質の部分に着目して分析するさまを意味する）な効果を整理し、本事業に対する民間活力活用手法の適用可能性を総合的に評価、比較する。

### 5.市場調査

事業内容及び事業手法に係る検討結果に関して、調理企業など民間事業者を対象としたヒアリングを実施することにより、民間事業者の事業への参画可能性を把握し、その意見の反映を図る。

### 6.学校給食センター更新懇話会運営支援

業務期間終了までの間、（仮称）学校給食センター更新懇話会に事務局として参加するとともに、会議資料の作成を支援する。

### 7.実施方針（基本方針）作成等

民間資金等の活用による整備（PFI手法）が最適な事業手法と評価される場合、特定事業の選定に関する事項や、事業者募集や選定、リスク分担に関する事項等を整理し、公募資料の基礎となる実施方針（案）を検討・作成し、報告書としてまとめる。PFI以外の手法が最適と評価される場合は、事業実施に係る基本方針をとりまとめる。

（4）業務期間 契約締結日から平成28年3月31日

### 2.業務に要する費用（予定価格）

7,560,000円（税込）（7,000,000円（税別））

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

### 3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を全て満たす者でなければなりません。

- (1) 本市に物品・委託業務業者登録申請書を提出し、平成27年度物品・委託業務の一般競争（指名競争）入札に参加する者に必要な資格を有する者の名簿で、取扱希望品目分類表のH（委託業）ク（調査・分析）に登録のある者。
- (2) 単独企業であること。協同企業体での参加は認めない。
- (3) 公告日から受託候補者特定の日まで、生駒市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領による入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (7) 平成22年4月1日以降に、国または地方公共団体が発注した学校給食センター整備・運営事業に係るPFI導入可能性調査または類似業務の受託実績があること。なお、現在業務履行中の場合であっても受託実績に含むものとするが、再委託による実績は応募する業者の実績に含めないこと。

### 4. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：平成27年11月2日（木）12時00分まで（必着）
- (2) 提出方法：別添の質問書（様式1）により、FAXにて提出すること。  
（FAX）0743-74-6168  
FAX以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
- (3) 回答日：平成27年11月4日（水）17時00分
- (4) 回答方法：市公式ホームページに掲載

### 5. 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数  
業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式2） 原本1部  
実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本7部  
ア 会社概要（様式3）  
イ 技術者の概要（様式4）  
ウ 業務実績調書（様式5）  
エ 担当技術者調書（様式6）  
オ 技術責任者の経歴及び実績等調書（様式7）  
カ 再委託調書（様式8） 再委託する場合のみ  
キ 工程表（様式9）

ク 企画提案書（任意様式）

別紙「企画提案書等作成要領」を参照

ケ 参考見積書（任意様式）

仕様書の業務内容や企画提案書の内容に応じた見積内訳を添付してください。

本業務に係る必要な経費を算出し、詳細に記載すること。なお、参考見積書の金額が業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格となるため、留意すること。

(2) 作成要領

別紙「企画提案書等作成要領」を参照

(3) 提出期限等

提出期限：平成27年11月10日（火）17時00分まで（必着）

提出場所：生駒市立学校給食センター事務室（生駒市小明町1787番地28）

提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

6. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を下記7～で示す評価基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考します。ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとします。

実施日：平成27年11月12日（木）

(2) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのプレゼンテーションによるヒアリング等を実施し、下記7～で示す審査基準に基づいて再評価し、最も優れている提案を特定します。

実施日：平成27年11月18日（水）

(3) 審査結果の通知

第1次審査

審査結果を書面により通知します。なお、選考された者のみ、審査結果及びヒアリング等を実施する旨を、郵送により文書で通知します。

第2次審査

審査結果を郵送により文書で通知します。

## 7. 評価基準及び配点

プロポーザルは以下の評価基準に基づき審査します。

審査項目		評価基準	配点
事業者	業務実績	本業務を遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。	5点
	業務実施体制	技術責任者及び主担当者等の配置状況から、本市との打合せや問い合わせに的確・迅速に対応でき、円滑で確実な業務を遂行可能と判断できる体制やスケジュールが組まれているか。	20点
見積書	見積金額	見積金額に関する評価	25点
企画提案書・ヒアリング	前提条件の整理能力	新たな学校給食センター整備計画地に関する各種条件等を的確に把握・分析する能力をもっているか。	5点
	基本仕様及び基本性能の検討整理能力	生駒市学校給食センター更新基本計画等踏まえ、本市の学校給食センターに求められる基本仕様や基本性能を的確に検討・整理する能力を有しているか。	5点
	事業費概算の積算能力	最適事業化手法の選定に必要な事業費概算を、適正に積算する能力があるか。	5点
	最適事業方式の選定能力	最適事業手法を検討するにあたり、適切な評価をする能力があるか。	10点
	学校給食センター更新懇話会の支援能力	生駒市学校給食センター更新懇話会の運営に対し、適切な資料作成能力を持つとともに、積極的に関わる姿勢が感じられるか。	5点
	業務内容及び内容の理解度	総合的に本業務の目的及び内容等の理解度が高く、分析の方向性が的確かどうか。	10点
	提案内容の着眼点、分析力	提案内容の着眼点、分析力が優れているか。	10点
合計			100点

## 8. 日程

公示	平成27年10月26日
質問受付締切	平成27年11月 2日 12時00分まで
質問回答	平成27年11月 4日 17時00分
企画提案書等受付締切	平成27年11月10日 17時00分まで
第1次審査	平成27年11月12日
第2次審査	平成27年11月18日
結果通知	平成27年11月19日(予定)
契約締結	平成27年11月24日(予定)
業務開始	平成27年11月24日(予定)

## 9. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書のコличествоが、2.業務に要する費用（予定価格）を超えたもの

## 10. 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとします。

## 11. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しないととも、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として変更できないものとします。

なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとします。

- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となります。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とします。

## 12. 担当部署（提出・問合せ先）

生駒市教育委員会 生駒市立学校給食センター 0743-73-3141 FAX：0743-73-6168

(別紙)

## 企画提案書等作成要領

### 1 企画提案書に記載する内容

自由記載であるが、実施要領の「1.業務概要(3)業務内容」に規定する項目について、簡潔に記載すること。また、一般論ではなく、本業務の目的を理解した上で本業務に関する記載内容とすること。

### 2 企画提案書において重視する視点

#### 前提条件の整理

本業務の遂行に必要となる資料を収集し、計画地における敷地条件、地質条件、都市計画法、建築基準法等による制限の有無、インフラ整備状況、各種指導要綱上の条件等について、どのように整理するのか。

#### 基本仕様及び基本性能の検討、整理

本市でまとめている生駒市学校給食センター更新基本計画等の計画を踏まえ、生駒市の給食センターに求められるために必要な機能についてどのように検討を進めるのか。

#### 事業費概算の積算能力

施設及び管理業務に係る基本仕様・性能に基づき、どのような視点で事業費の概算を行うのか。

#### 最適事業方式選定

事業化手法の比較検討を行うにあたり、サービスの価値(VFM)の検討を適切に算定するとともに、PFI方式にこだわらず、従来型(直営)事業方式、設計・施工一括発注方式(DB方式)、設計・施工・維持管理運営一括発注方式(DBO方式)等により実施する場合の事業範囲、事業期間、官民の役割分担及びリスク管理等について客観的に事業手法の検討を行うことができるか。

#### 市場調査

事業内容及び事業手法に係る検討結果に関して、調理企業など民間事業者を対象としたヒアリングをどのように実施してその意見をどのように反映するのか。

### (仮称)学校給食センター更新懇話会運営支援

学校給食センター更新懇話会に積極的に関り、会議資料の作成を支援する姿勢を感じることが出来るか。

#### 実施方針(基本方針)作成等

PFI手法を導入可能性の有無にそれぞれ対応できるような実施方針(案)を検討・作成し、報告書としてまとめる方法。

### 3 企画提案書の作成にあたっての留意事項

- (1) 企画提案書(任意様式)には事業者名は記入しないでください。
- (2) 提案書類のサイズは原則としてA4版で作成してください。
- (3) A4判で10ページ以内(A3用紙の折込も可。)で、片面印刷としてください。
- (4) 言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本円を使用して作成すること。図又はイラストについては、必要に応じて使用可。
- (5) カラーでの作成は認めます。
- (6) 複数の応募又は複数の事業計画書を提出することはできません。
- (7) 正本と副本の内容は、字体・色等を含め全て同一としてください。ただし、正本と副本とが識別できるよう提出してください。

### 4 その他

- (1) 企画提案書類の作成および提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- (2) 受付後の企画提案書の変更、撤回及び返却は認めない。
- (3) 提出された企画提案資料は、提出者に無断で他に使用しない(ただし、情報公開条例に基づく公開を除く。)
- (4) 申請書提出後の提出書類の記入内容の変更は、原則認めない。